

Press Release

沖縄労働局発表

令和2年9月2日(水)

担
当

沖縄労働局労働基準部 健康安全課
 課長 並里 智浩
 労働衛生専門官 比嘉 豊
 電話:098 (868) 4402

令和元年 職場における定期健康診断実施結果(速報値)について

～有所見率 (67.4% (※1)) は9年連続 全国最下位～

～9月は職場の健康診断実施強化月間です！～

沖縄労働局(局長 福味 恵)は、令和元年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況(※2)を取りまとめました。

なお、今回の実施結果は速報値であり、確定値でないことにご注意ください。

(※1) 「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

(※2) 今回の発表内容は、県内5か所の労働基準監督署に報告のあった1,152事業場(受診者116,011人)において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

1 ポイント

(1) 有所見率は9年連続で全国最下位 (資料① 参照)

- ① 有所見率は前年比 0.7ポイント増加の67.4%となり、平成23年から9年連続最下位
- ② 全国平均値との格差は10.8ポイントとなり、昨年に比べ0.4ポイント縮まった。

(2) 健診項目別の有所見率 (資料②、③ 参照)

血中脂質が41.4%(全国平均32.0%)で最も高く、次いで血圧23.0%(全国平均16.5%)
 肝機能22.6%(全国平均15.8%)の順となっている。また、喀痰及び尿(糖)以外の項目
 で全国平均値より高い。

(3) 業種別の有所見率 (資料④、⑤ 参照)

「製造業(74.4%)」、「運輸交通業(74.2%)」、「貨物取扱業(72.7%)」、「建設業
 (71.3%)」が全業種平均値(67.4%)より高い業種となっている。

(4) 県内各労働基準監督署管轄区域の有所見率

本島中部と八重山地区では、県平均値より高くなっている。

表1 県内各労働基準監督署管轄区域の有所見率

(%)

年	那覇 (本島南部)	沖縄 (本島中部)	名護 (本島北部)	宮古 (宮古地区)	八重山 (八重山地区)	県平均
27年	63.0	66.9	67.2	62.3	68.5	64.6
28年	64.1	66.5	63.3	66.2	68.7	65.0
29年	63.4	66.9	63.9	62.1	72.7	64.7
30年	65.2	69.4	66.4	65.0	64.7	66.7
元年	66.7	69.1	65.8	67.0	68.9	67.4

2 沖縄労働局の取組

平成30年度から5か年の計画期間で始動した「沖縄労働局第13次労働災害防止計画～安全・健康に働くことができる県民職場の実現に向けて～」において、定期健康診断結果の有所見率の改善（全国平均との差を7ポイント以内にする。）を、労働者の健康確保対策目標の一つとして掲げており、今後も主に以下の対策を推進していく。

(1) 定期健康診断について

- ・ 定期健康診断の実施の指導の徹底。
- ・ 定期健康診断実施後の措置について、有所見者に関しては、医師からの意見聴取を行う義務があることの指導の徹底。
- ・ 定期健康診断の結果を労働者に通知することの徹底。
- ・ 事業場の有所見者に対する医師又は保健師による保健指導の実施の促進。

(2) 社員の健康増進に取り組む企業「健康経営（※）宣言企業」を沖縄労働局ホームページで公表する「ひやみかち健康経営宣言登録事業」の周知・参加勧奨を行い、県内での健康経営運動の気運を高める。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

(3) 沖縄県が主催する「健康長寿おきなわ復活県民会議」とも連携し、健康経営の実践企業を増加させ、有所見率の改善に繋げる。

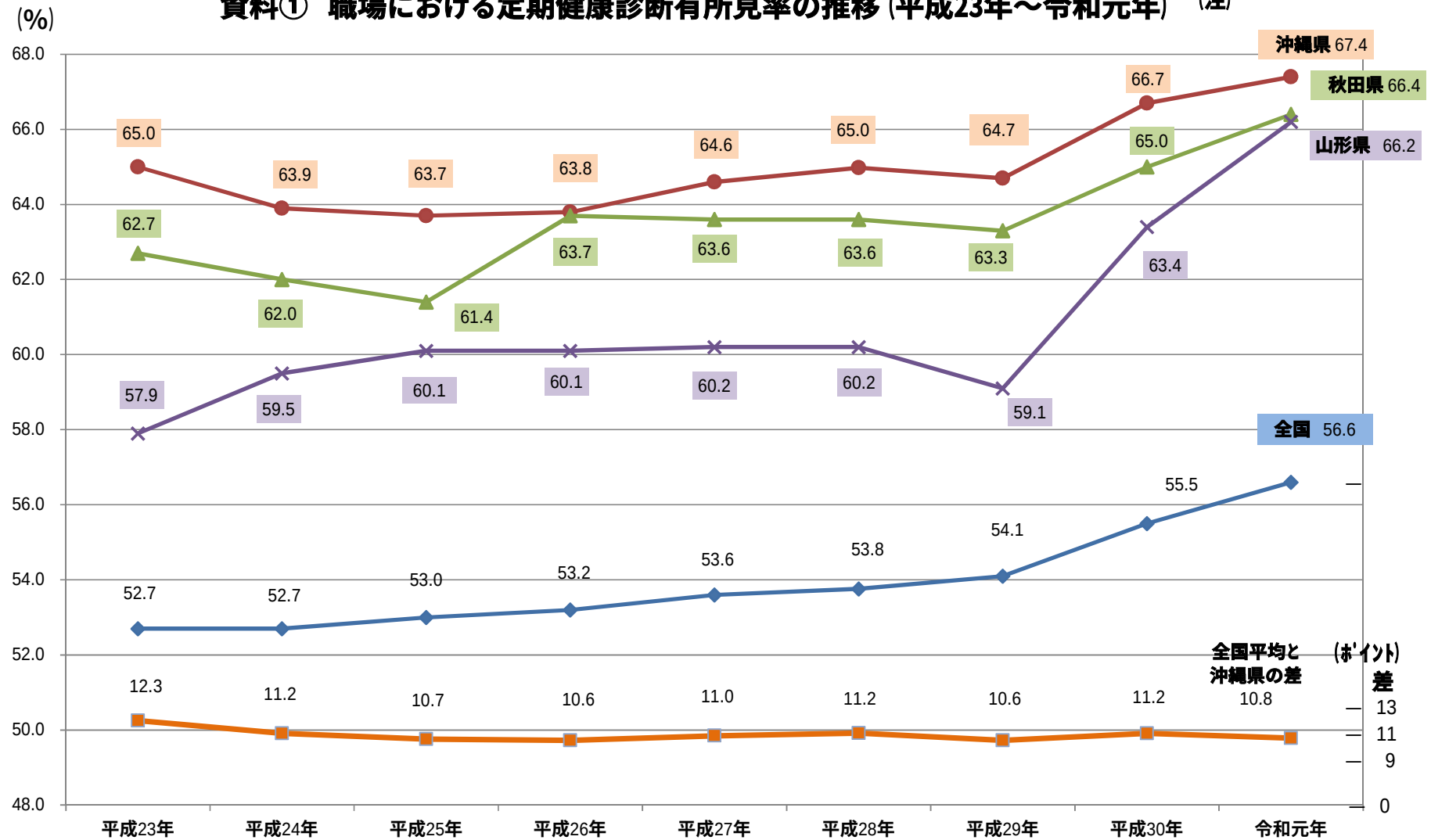
(4) 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用勧奨を積極的に行う。(資料⑥、⑦参照)

(5) 職場の健康診断実施強化月間について、上記(1)の内容も含め、関係機関等を通じて事業者に広く周知を行う。(資料⑧、⑨参照)

〔添付資料〕

- ① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成23年～令和元年)
- ② 職場における定期健康診断有所見率(令和元年健診項目別)
- ③ 職場における主な定期健康診断有所見率の推移(健診項目別)(平成23年～令和元年)
- ④ 職場における主な定期健康診断有所見率の推移(業種別)(平成23年～令和元年)
- ⑤ 沖縄県内主な業種別健診項目(生活習慣病関連)有所見率等(令和元年)
- ⑥ 沖縄産業保健総合支援センター(リーフレット)
- ⑦ 地域産業保健センター(リーフレット)
- ⑧ 定期的に健診・検診を受けましょう(リーフレット)
- ⑨ ～事業者の皆様へ～医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします(リーフレット)

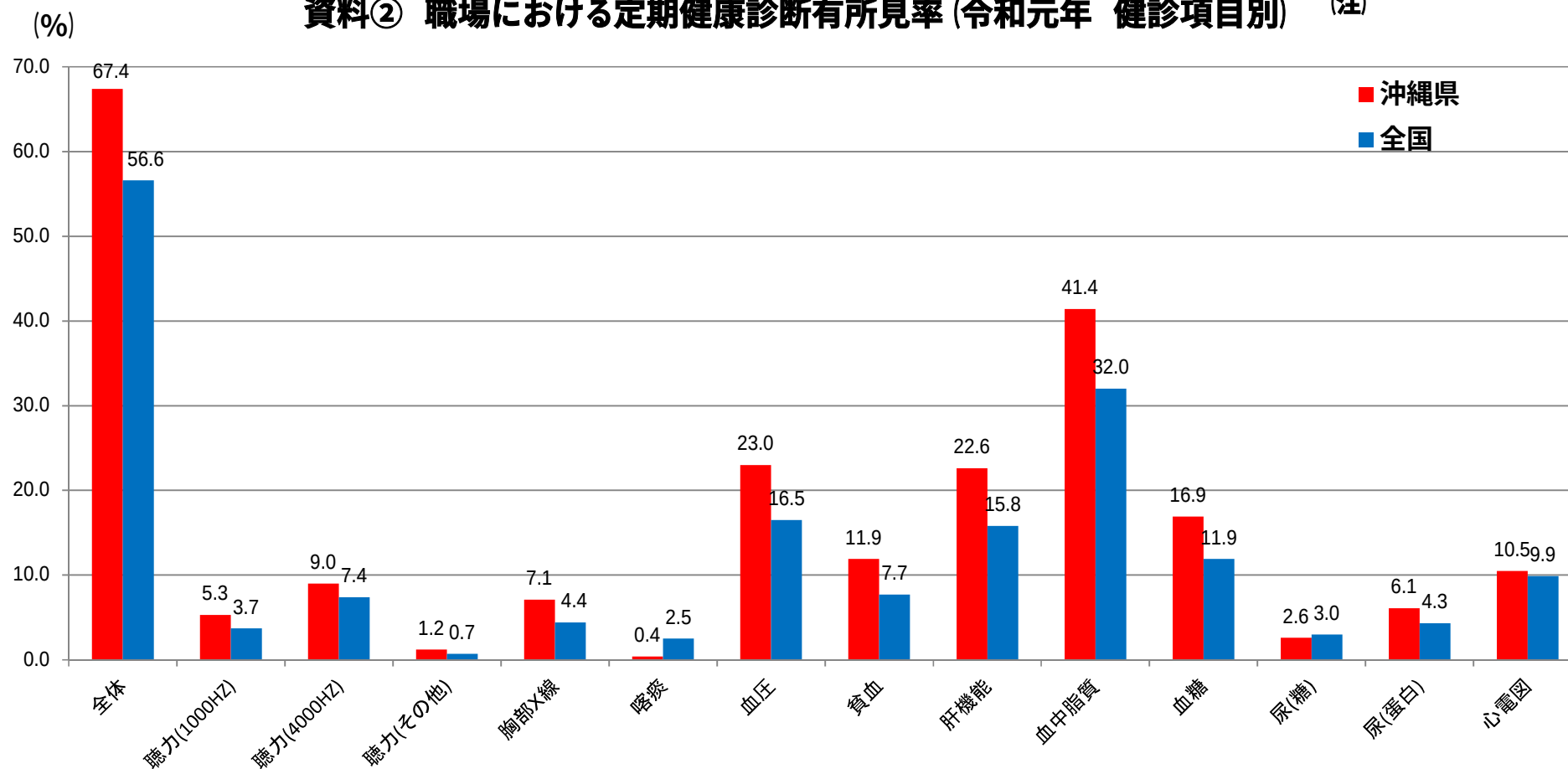
資料① 職場における定期健康診断有所見率の推移 (平成23年～令和元年) (注)



※ (注) 令和元年の数値は速報値である

※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」

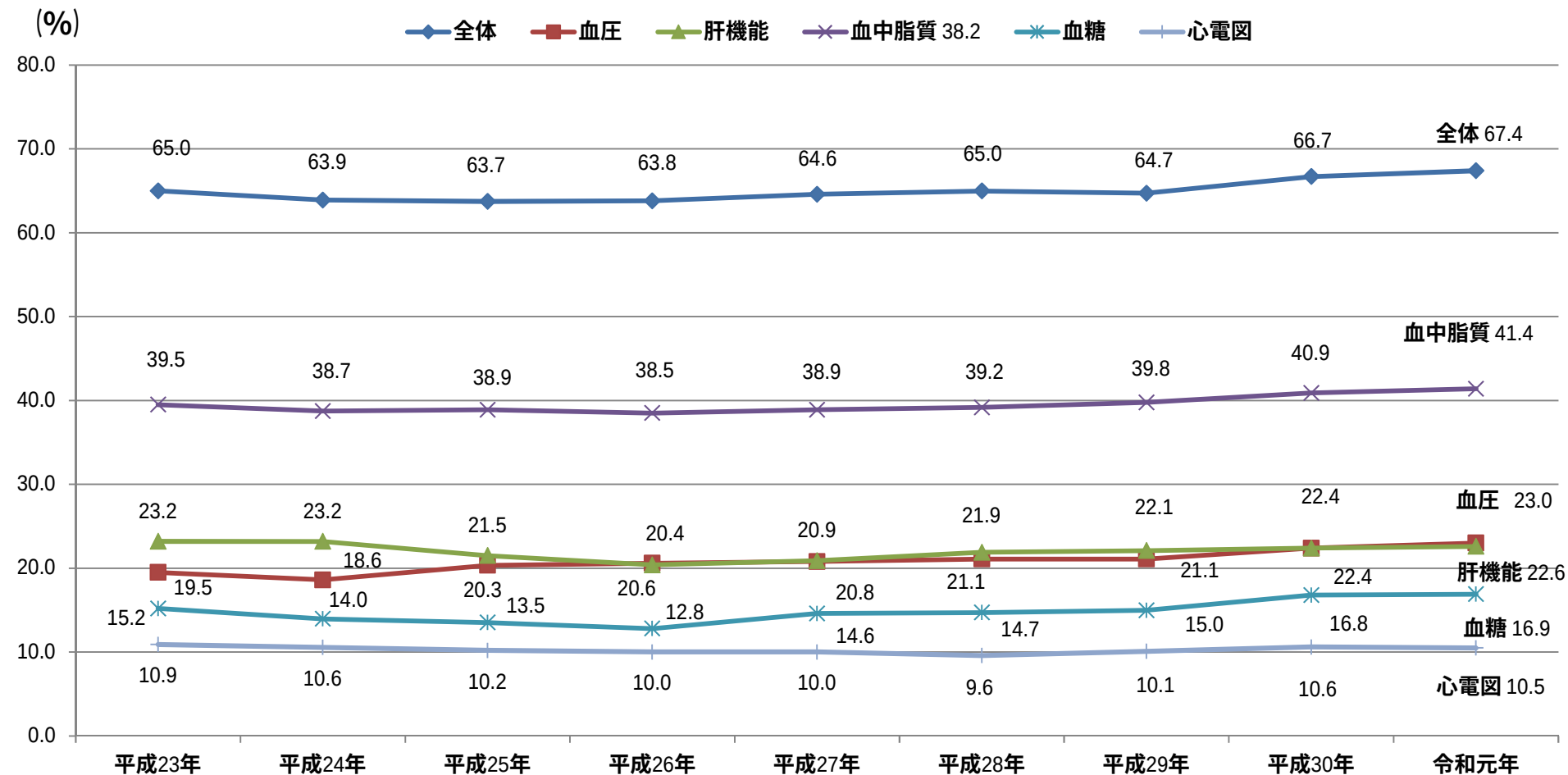
資料② 職場における定期健康診断有所見率(令和元年 健診項目別) (注)



※ (注) 速報値である。

※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」

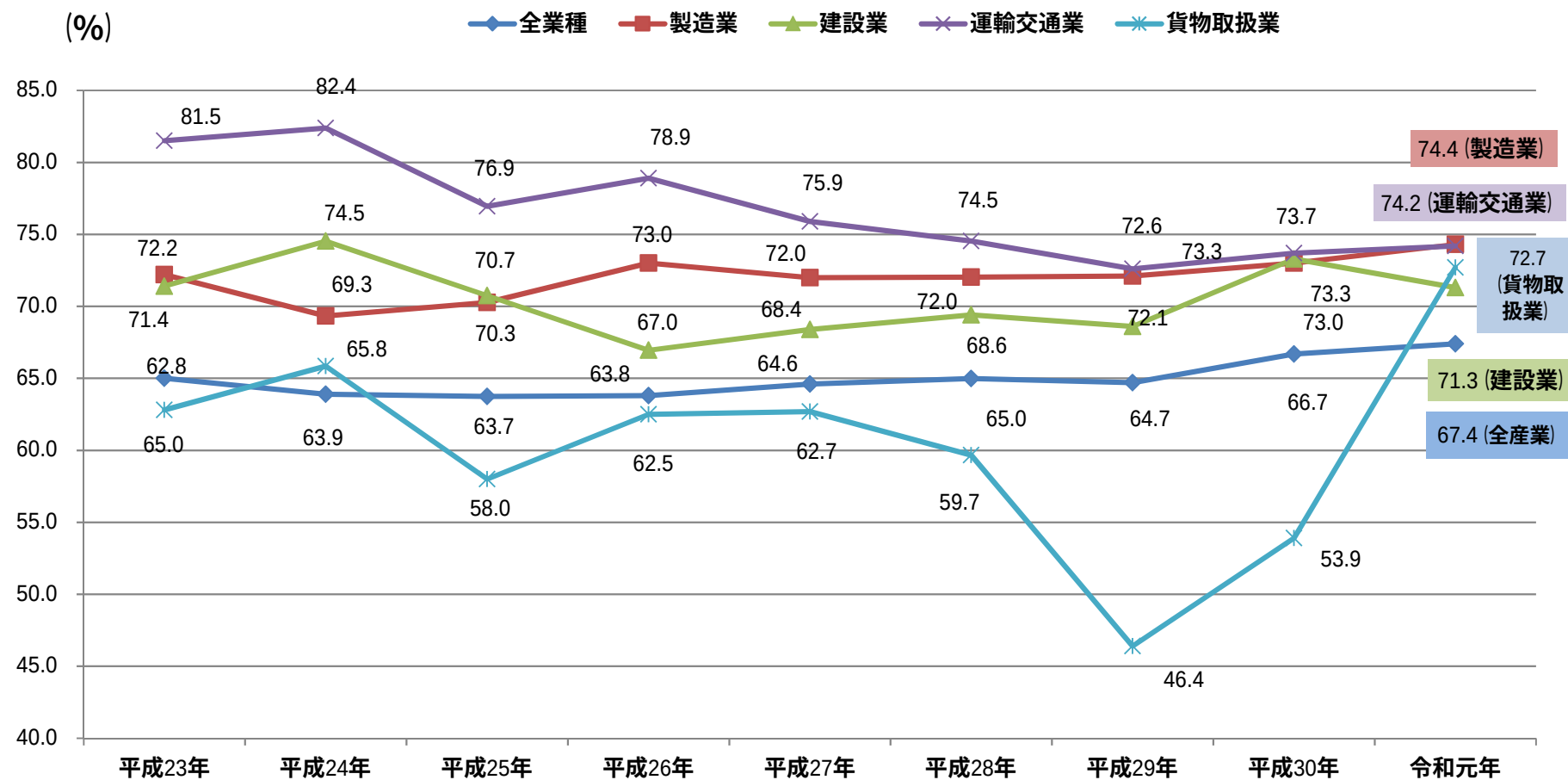
資料③ 職場における主な定期健康診断有所見率の推移(健診項目別)(平成23年～令和元年) (注)



※(注) 令和元年の数値は速報値である。

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

資料④ 職場における主な定期健康診断有所見率の推移(業種別) (平成23年～令和元年) (注)



※ (注) 令和元年の数値は速報値である。

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

資料⑤ 沖縄県内 主な業種別健診項目(生活習慣病関連) 有所見率等 (注)

沖縄労働局

業 種	健診実施事業場数	全体		血圧		肝機能		血中脂質		血糖	
		受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率
製 造 業	109	11,844	74.43	11,841	27.57	11,595	25.19	11,621	46.52	11,608	17.60
建 設 業	40	3,600	71.33	3,600	26.61	3,589	32.71	3,464	44.17	3,573	20.60
運 輸 交 通	116	10,106	74.19	10,106	34.79	9,657	28.66	9,658	46.16	9,582	27.09
貨 物 取 扱	9	27,186	72.70	27,183	29.64	26,477	27.30	26,379	44.96	26,399	21.15

※ (注) 速報値である。

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

《地域産業保健センター 一覧》

センター名	対象地域	所在地	TEL・FAX
那覇地域産業保健センター	那覇市、浦添市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、南城市、八重瀬町、糸満市、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村	那覇市東町26-1 (一社)那覇市医師会館2F	T E L 098-866-8804 F A X 098-866-8804
中部地域産業保健センター	沖縄市、宜野湾市、うるま市、恩納村、宜野座村、嘉手納町、北谷町、金武町、読谷村、北中城村、中城村	中頭郡北谷町字宮城1-584 (一社)中部地区医師会館内	T E L 098-921-2357 F A X 098-921-2358
北部地域産業保健センター	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊平屋村、伊是名村、伊江村	名護市宇茂佐1712-3 北部地区医師会病院内	T E L 0980-54-5205 F A X 0980-52-4996
宮古地域産業保健センター	宮古島市、多良間村	宮古島市平良字東仲宗根807-5 2F (一社)宮古地区医師会内	T E L 0980-73-0222 F A X 0980-73-7325
八重山地域産業保健センター	石垣市、竹富町、与那国町	石垣市字登野城548-4	T E L 0980-88-5633 F A X 0980-88-5630

※ご利用できる日時は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。

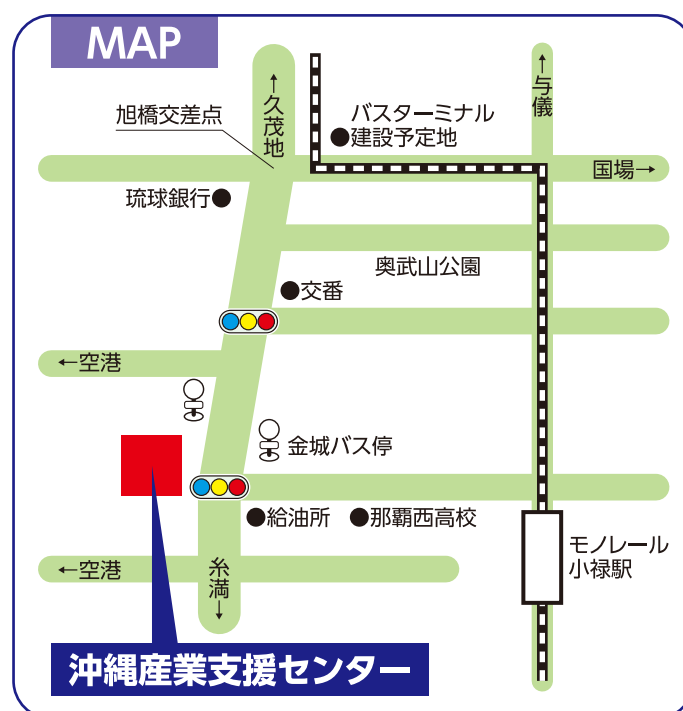
沖縄産業保健総合支援センター ご利用時間

平日 8時30分～17時15分

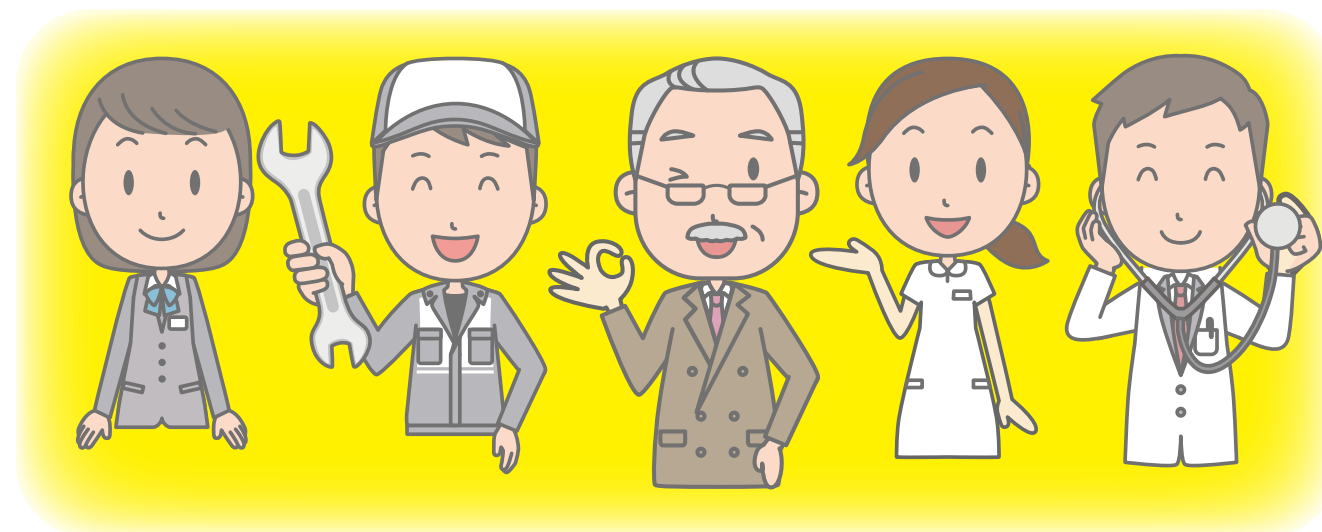
※窓口相談は予約制となっております。

独立行政法人 労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター

〒901-0152
沖縄県那覇市字小禄1831-1
沖縄産業支援センター 2階
TEL:098-859-6175
FAX:098-859-6176



企業の明るい未来のために 働く人の「こころ」と「からだ」の健康を 無料でサポート!



沖縄産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、研修会の実施や相談への対応など「産業保健スタッフの活動へのサポート」を実施しています。

また、県内各地で「小規模事業場の事業主や働く人への産業保健サービス」を提供するため、地域窓口（那覇・中部・北部・宮古・八重山の地域産業保健センター）を運営しています。

ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業主や働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることをめざしています。

**提供するサービスはすべて無料です。
皆さまのご利用をお待ちしております。**



<http://www.okinawas.johas.go.jp/>



独立行政法人 労働者健康安全機構

沖縄産業保健総合支援センター



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が 会社の未来を明るくする！

産業保健スタッフ向けサービス

沖縄産業保健総合支援センター

沖縄産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは沖縄産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前のお申し込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジンを通じて、産業保健情報をお知らせしています。
※メールマガジンのご登録は、沖縄産業保健総合支援センターホームページからお願いします。

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策のセミナーを実施しています。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター(地域窓口)

沖縄産業保健総合支援センターの地域窓口として、労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

※各サービスの利用にあたっては、事前の申し込みが必要です。（利用回数の制限がありますので、お問い合わせください。）

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果で脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供を行うほか、労働者の健康管理に関する幅広い相談に対応します。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で主な検査項目(「血中脂質」「血圧」「血糖」「尿中の糖」「心電図」)に異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

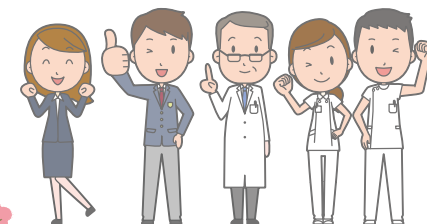
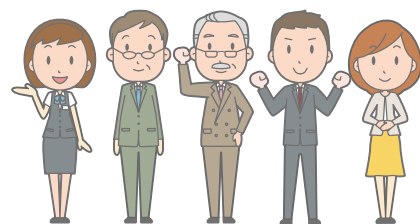
医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

詳しくは最寄りの地域産業保健センターまたは沖縄産業保健総合支援センターへお問い合わせください。
(お問合せ先の電話番号などについては裏面をご参照ください。)

提供するサービスはすべて

無料

です





健康で活力ある職場づくりのために 地域産業保健センターを活用しましょう!

職場における健康づくりを「**無料**」でお手伝いします!!

健診結果の 意見聴取

健診で検査項目に異常所見のあった労働者の就業の可否などについて医師に意見を聴きます。**事業主の義務です!**

健康管理 の相談

医師・保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する情報提供や相談に応じます。

長時間労働者 への面接

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

高ストレス者 への面接

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に医師が面接指導を行います。

産業保健指導 ・職場巡視

医師・保健師など専門家が、事業所を訪問し、総合的な助言指導を行います。



事業主は、労働安全衛生法により、
「労働者の安全・健康を守る義務」があります。



お近くの地域産業保健センターへ（FAX等にて）お送りください

地域産業保健センター利用申込書（ 年 月 日）

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	（男： 人）（女： 人）（計： 人）		
	事業内容			
	代表者職氏名			
	担当者職氏名 連絡先	電話： メールアドレス：		
	企業の情報※	企業名： 労働者数： 人 産業医数： 人（うち統括産業医： 人）		
相談内容 （希望するものに☑）	☐ 健診結果の意見聴取 （健康診断の結果についての医師から意見を求める）	（対象者 名）		
	☐ 労働者の健康管理に係る相談	（対象者 名）		
	☐ 脳・心疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 （労災二次健診給付の診断含む）	（対象者 名）		
	☐ メンタルヘルス不調労働者に対する相談・指導	（対象者 名）		
	☐ 長時間労働者に対する面接指導 （時間が労働 100 時間超え）	（対象者 名）		
	☐ 高ストレス者に対する面接指導 （ストレスチェックの事後措置）	（対象者 名）		
	☐ その他（ ）	（対象者 名）		
職場巡視等による 総合的助言指導	1 希望する（希望日： 年 月 日） 2 希望しない			
その他連絡事項等				

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。統括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。（平成 31 年度から適用）
※ 「統括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

* 下記事項をご確認いただき、☑をしてください。

	チェック欄
	はい いいえ
・ 当社に統括産業医は居ません。	☐ ☐
・ 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	☐ ☐
・ 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	☐ ☐

※ 沖縄産業保健総合支援センターのメールマガジンの配信希望しますか。 ☐ ☐

お申し込み先（FAX） ☑

☐ 那 覇 地域産業保健センター（那覇市～浦添市、西原町）	FAX 098-866-8804	☎ 886-8804
☐ 中 部 地域産業保健センター（宜野湾市～恩納村、宜野座村）	FAX 098-921-2358	☎ 921-2357
☐ 北 部 地域産業保健センター（名護市以北）	FAX 0980-52-4996	☎ 54-5205
☐ 宮 古 地域産業保健センター（宮古地区）	FAX 0980-73-7325	☎ 73-0222
☐ 八重山 地域産業保健センター（八重山地区）	FAX 0980-88-5630	☎ 88-5633

申し込みは、ホームページからできます。 さんぽセンターおきなわ 検索 



新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ

定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)



自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

～事業者の皆様へ～

医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。

（高齢者医療確保法第 27 条第 2 項及び第 3 項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

<ご対応のお願い>

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。
※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>
※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。
- 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。
 - 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
 - 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
 - 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

<注意事項>

- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
- データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。
（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令 157 号）第 15 条）

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を 利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。